

健康福祉委員会が提出した「市川市手話言語条例」を可決

市の責務や市民・事業者の役割を明らかにし、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会を目指す

市議会は、健康福祉委員会が提出した「市川市手話言語条例」を令和4年3月4日の本会議において全会一致で可決しました。

本条例は、令和元年から健康福祉委員会において審査され、関係団体や執行機関と調整を行いながら、制定に向けて検討を重ねてきたもので、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進に関し基本理念を定め、市の責務や市民・事業者の役割を明らかにすると共に、手話に対する理解の促進に係る施策の推進等について定めており、本市において誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを条例制定の目的としています。

条文では、市の責務として、手話に対する理解の促進に係る施策を総合的かつ計画的に推進すること、市民の役割として、基本理念に対する理解を深め、基本理念にのっとり市の施策に協力するよう努めること、事業者の役割として、基本理念にのっとり市の施策に協力するよう努めることなどが定められています。

本条例は、速やかに施行するため、公布日である令和4年3月18日から施行されています。

◆請願・陳情について◆

- 請願とは、国や自治体に意見や要望を述べることです。請願権は憲法で保障する国民の権利です。
請願は、市議会議員の紹介により、書面で行います。
受理された請願は、まず、その内容を所管する委員会で内容を審査します。委員会での審査の結果は本会議に報告された後、採決で採択・不採択の結果が確定します。審議結果は市議会ホームページに掲載するほか、請願提出者（複数人で提出する場合はその代表者）に文書で通知します。
- 陳情とは、一定の事項に利害関係を持つ人が実情を訴え、適切な対応を求めて国や自治体に要望を述べることです。議員の紹介を要しません。

◆提出方法と時期◆

- 請願・陳情は、議長宛ての書面に、①請願・陳情の内容、②提出日、③提出者の住所・氏名、④連絡先電話番号、⑤紹介議員（1名以上）の署名または記名押印（陳情は⑤不要）を記載して、議会事務局に提出します。提出は直接持参のほか、郵送でも可能です。
- 提出に当たっては、提出者の署名又は記名押印が必要となります。
- 請願・陳情は、いつでも提出できます。なお、請願については、定例会招集告示日（2月定例会では開会日）の翌々日の午後5時までに受理したものを、当該会期中に委員会に付託して審査します（それ以降に受理した請願は、次の定例会で審査します）。

請 願 ・ 陳 情 の 出 し 方

<請願書の記載例>

(表 紙)

〇〇〇に関する請願

[紹介議員氏名]
署名または
記名押印

<陳情書の記載例>

(表 紙)

〇〇〇に関する陳情

(内 容)

〇〇〇に関する請願

[請願内容要旨]

[提出日]
[提出者住所]
[提出者氏名]
署名または
記名押印

市川市議会議長
〇〇〇〇様

(内 容)

〇〇〇に関する陳情

[陳情内容要旨]

[提出日]
[提出者住所]
[提出者氏名]
署名または
記名押印

市川市議会議長
〇〇〇〇様

※ご不明な点は、議事課まで（☎334-3759）

松井努議員に対する懲罰の件を可決

令和3年12月8日の本会議において松井努議員が他人の私生活にわたる言論をしたこと等について、懲罰特別委員会において、松井議員に陳謝の懲罰を科すべきとする旨が決定されました。

令和4年2月8日の本会議では、松井議員に陳謝の懲罰を科することが決定され、松井議員は、議場において、他人の私生活にわたる言論を行ったこと等を陳謝しました。

鈴木雅斗議員に対する処分要求3件を可決

令和4年2月8日の本会議において鈴木雅斗議員から侮辱を受けたとして、2月10日、清水みな子議員、増田好秀議員、越川雅史議員から議長に対し、鈴木議員の処分を求める処分要求書が提出されました。

処分要求書の提出によって設置された懲罰特別委員会では、15人の委員による審査が行われ、鈴木議員にそれぞれ4日間の出席停止の懲罰を科すべきとする旨が決定されました。

2月21日の本会議では、委員会審査の結果が報告され、同日、2月25日、3月1日の本会議における採決により、それぞれ鈴木議員に4日間の出席停止の懲罰を科することが決定されました。その結果、鈴木議員には、2月21日から4日間、2月25日から4日間、3月1日から4日間の出席停止の懲罰が科されました。

委員 長 細田 伸一 副委員長 石原たかゆき

委 員 長友 正徳 佐直 友樹 小山田直人 国松ひろき 廣田 徳子

中町 けい 高坂 進 宮本 均 荒木 詩郎 稲葉 健二

堀越 優 松井 努 竹内 清海